

特別養護老人ホームともおか 料金表(主な費用の例)

令和 6 年 6 月 1 日から



※基本単位と加算単位(施設により異なる)の合計に、地域区分をかけた額で算出します。

* 単位は1日あたり

	基本単位	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	栄養マネジメント強化加算	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(単位) * 1ヶ月30日で換算 (円)				
											月合計単位 × 30日	総単位数に	介護職員等処遇改善加算	地域区分(5等地) × 10.45	サービス費用総額
要介護1	682	12	23	46	11	200 (月あたり)	50 (月あたり)	13 (月あたり)	100 (月あたり)	10 (月あたり)	23,593	14	3,303	× 10.45	281,063
要介護2	753										25,723	14	3,601		306,435
要介護3	828										27,973	14	3,916		333,240
要介護4	901										30,163	14	4,223		359,333
要介護5	971										32,263	14	4,517		384,351

・看取り介護加算(31日～45日)…… 72単位/日
 ・看取り介護加算(4日～30日)…… 144単位/日
 ・看取り介護加算(前日、前々日)…… 680単位/日
 ・看取り介護加算(死亡日)…… 1,280単位/日

○介護保険の負担割合と要介護度ごとの、月々の基本的なご利用料は次の通りとなります。

		費用総額(本人負担分)(円)			居住費(30日分)			食費(30日分)			0 (円)		
1 割 負 担	要介護1	28,107	+	76,500	+	56,700	=	161,307	163,844	166,524	169,134	171,636	+日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	30,644											
	要介護3	33,324											
	要介護4	35,934											
	要介護5	38,436											
2 割 負 担	要介護1	56,213	+	76,500	+	56,700	=	189,413	194,487	199,848	205,067	210,071	+日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	61,287											
	要介護3	66,648											
	要介護4	71,867											
	要介護5	76,871											
3 割 負 担	要介護1	84,319	+	76,500	+	56,700	=	217,519	225,131	233,172	241,000	248,506	+日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	91,931											
	要介護3	99,972											
	要介護4	107,800											
	要介護5	115,306											

○介護保険法の制度改正および消費税率等の変動の際には、事前にお知らせのうえ利用料の変更をさせていただきますのでご了承ください。

○上記以外にも個別に算定対象となる加算があります。詳細はお問い合わせください。

○利用料の負担軽減制度については、裏面を参照のうえ、ご相談ください。

令和6年6月1日改訂

▶▶ 利用料には、それぞれ負担軽減制度があります。

令和6年8月改訂

特定入居者介護サービス費

居住費と食費について、下記の表のとおり限度額が適用される制度です。
 交付要件①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が**市民税非課税**
 交付要件②各段階別に預貯金額の制限があります。(例)第1段階: **単身1,000万円・夫婦2,000万円以下**

所得の状況		居住費		食費	
負担段階	主な対象者(上記要件に加えて)	1日あたり	×30日	1日あたり	×30日
第1段階	老齢福祉年金、生活保護等を受給されている方	880	26,400	300	9,000
第2段階	合計所得+課税年金額の合計が80万円以下の方	880	26,400	390	11,700
第3段階①	年金収入額+その他合計所得金額が80万超120万円以下の方	1,370	41,100	650	19,500
第3段階②	年金収入額+その他合計所得金額が120万円超の方	1,370	41,100	1,360	40,800
なし	非該当の方	2,550	76,500	1,890	56,700

※適用後の月額例(1割負担分含む)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	63,507	66,044	68,724	71,334	73,836
第2段階	66,207	68,744	71,424	74,034	76,536
第3段階①	88,707	91,244	93,924	96,534	99,036
第3段階②	110,007	112,544	115,224	117,834	120,336
なし	161,307	163,844	166,524	169,134	171,636

+日常生活費(使用分のみ)

高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担が高額になった場合は、下表の上限額を超えた分が、申請により後から支給されます。

自己負担段階区分	1ヶ月の上限額	
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない方	15,000円(個人) 15,000円(世帯)	
・市民税世帯非課税の老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	
・市民税世帯非課税で、その他の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	
・市民税世帯非課税で上記以外の方	24,600円(世帯)	
・市民税課税世帯	課税所得380万円未満の方	44,000円(世帯)
	課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
	課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)

制度に関する要件などの詳細は、高齢介護課へお問い合わせください。



社会福祉法人等利用者負担軽減制度

社会福祉法人が行う介護保険施設等を利用した場合に、必要な負担軽減を行う制度です。市民税非課税世帯に属する方で、収入や世帯状況等を統括的に勘案し、市長が必要と認めた方が対象となります。

対象者の要件	軽減内容
<ul style="list-style-type: none"> 年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である。 預貯金等が単身で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。 	利用者負担額(1割負担、居住費、食費)を25%軽減

令和6年8月改訂